

松戸市議会会議規則の一部を改正する規則

松戸市議会会議規則（昭和 41 年松戸市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 70 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項及び第 76 条ただし書の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させることに代えて、その者に採決の結果を表示するシステムの賛成ボタンを押させることによつて表決をとることができる。

第 91 条第 1 項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 139 条第 1 項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）」を「及び請願者の住所」に、「押印」を「署名又は記名押印」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「請願」を「前 2 項の請願」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月23日

松戸市議会会議規則の一部を改正する規則案新旧対照表

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>日数</u>を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>
<p>(起立による表決)</p> <p>第70条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(起立による表決)</p> <p>第70条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させることに代えて、その者に採決の結果を表示するシステムの賛成ボタンを押させることによつて表決をとることができる。</u></p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>日数</u>を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らか</p>

(請願書の記載事項等)

第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

3・4 (略)

にして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(請願書の記載事項等)

第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

4・5 (略)